

平成 17 年 第 3 回

高森町議会臨時会会議録

平成 17 年 11 月 17 日 開会



高 森 町 議 会

1 1 月 1 7 日 (木)

平成17年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成17年11月17日

午後 2時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

12番 三森 義高君

13番 佐伯 金也君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成17年11月17日

至 平成17年11月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
11月17日（木）	本会議	

日程第3 意見案第4号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書について

日程第4 議案第51号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

2 番	白石博昭君	3 番	山室克尋君
4 番	山村將護君	5 番	甲斐直三君
6 番	野中謙三君	7 番	本田生一君
8 番	甲斐廣國君	9 番	後藤和昭君
10 番	甲斐正一君	11 番	相馬俊行君
12 番	三森義高君	13 番	佐伯金也君
14 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 番	宇藤敬君
-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） こんにちは。それでは、会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、平成17年第3回高森町議会臨時会を開きましたところ、皆様方には大変ご多忙の折りにご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中に、またこういう大変な時期にお集まりいただきましたことに関しまして心からお礼を申し上げます。

さて、去る11月15日には紀宮殿下の黒田さんとのご婚儀が行われましたことは誠に慶賀の至りでございます。皇室の慶事に際し、皆様と共にお祝いを申し上げたいと、そのように思っております。

今時臨時会におきましては、条例改正案1件のご審議をお願い申し上げるものでございます。何卒ご審議いただきまして、ご決議を賜りますようによくお願い申し上げ、挨拶といたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成17年第3回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

1番 宇藤 敬君からは欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番 三森義高君、13番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日11月17日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 意見案第4号 大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 意見案第4号、大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） こんにちは。12番 三森です。提出者を代表し、趣旨説明を行いたいと思います。

現在、燃えるゴミについては、RDF化され、大牟田リサイクル発電株式会社において、発電のための燃料として処理されておりますことは、ご承知のとおりであります。この処理費は、当初、トン当たり5,000円で契約されておりましたが、当初の説明に反し、焼却灰の処理方法に見込み違いが生じたことから、コストが嵩んだことを理由に、翌年は7,200円への値上げ要請があり、各組合とも異議を唱えたものの押し切られる形で決定され、今日に至っております。

さらにまた、これに追い打ちをかけるように、RDF搬入計画量減少による売電料金収入減や三重県におけるRDF発電所の爆発事故を受けての消防法改正、及び貯蔵法規制対応等による設備改善費用等を勘案し、平成18年度より9,500円への値上げの申し出がなされてきました。創業4年目にして3回目の値上げ要請であり、当初計画を含め、余りにも厚顔無恥と言わざるを得ません。

これを受け、参画する各自治体より猛烈な抗議の声が上がり、大株主である福岡県及び電源開発株式会社に対し、責任の所在とこれに至った原因を追及する意見書を再三に渡り提出されているところであります。このことは住民生活に直結し、市町村財政にも将来に渡って影響する重大な事柄であり、到底容認できるものではありません。

ここにリサイクル発電所に搬入している組合を構成する市町村議会も足並みを揃え、指導的役割を担っている福岡県に対し、支援を求める意見書を提出いたしたく提案するものであります。

以上、趣旨、ご理解の上、賛同いただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

意見書の提出については、問題ないというふうに思っておりますけれども、ただ、いい機会でございますから、RDFの工場ができあがりまして、その当時、大牟田のリサイクル発電所に対して、うちから持ち込まれるRDF1トン当たりの価格の推移というもの、また今後どうなっていくのか、先ほど提出者の三森議員の方からちょっとお話がありましたけれども、段階的に上がってきた経緯があると思いますので、年度ごとにどのような金額の変化があったのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

あと1つは、もしこの意見書を出したのちに改善されなかった場合について、どのような負担が新たに生じてくるのかということもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） これにつきましては、17年6月30日に運営協議会の幹事会等が行われております。これにおきましては、貯蔵法規制の費用として4億円の支出を、あるいはサイロトラブル、貯蔵法規制の費用として約5億円の支出増、RDF加入計画での減少に伴う約12億円の収入減、年間約8,000RDFトンの減、このように今申し上げました1から3の契約条項に基づくTFの改定案ということで、平成18年には1万5,400円とRDFトン、1万5,400円ですね、一応幹事会の中ではそういう検討がなされておる旨を聞いております。

それから、平成19年から平成29年には9,600円というようなRDFトンの数字も出ております。これはあくまでも運営協議会の幹事会等での審議での内容でございます。

それから、7月29日、単年度事業計画及び長期事業計画の正式提示ということで、TF改定については、平準化されているということで、平成18年から平成29年、これについてトン当たり1万500円と、こういうことでなされているということでございます。

あくまでも今、幹事会についての推移を申し上げます。

それから、8月31日、これにつきましては、単年度事業計画及び長期事業計画の再掲示ということで、1、RDF貯蔵法規制に係る対応費用分として、平成18年に負担金として徴収5億円という数字を提示し、2、1以外の費用について、費

用約16億円については、TF改定案で対応ということで、平成18年から平成29年、9,200円とすると、要するに、5億円を負担金として徴収することによって9,200円に、トン当たり改定するというような意向でございます。

一応、こういう形で8月31日までになされておるとというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私も臨時議会ですから、資料等はちょっと今日は持ってきておりませんが、一番最初、このRDF工場ができあがりまして、大牟田の発電所に搬入する際においては、1トン当たり4,5,000円だったような気もするわけですね。そうしますと、これはもう倍増してくるわけですね。今までは一般家庭の可燃ゴミについては、町の方からの負担金によって処理をさせていただいたわけで、あと、事業所ゴミについては、クリーンセンターの方で事業者の方から処理費用をいただくというふうな形でやっておったんですけれども、こういうふうな問題が発生するとは阿蘇広域行政事務組合は思っただけでなかったというふうに思います。

私どもも当時、その方に関係をいたしておりましたけれども、まさかこういうふうになるのかなというふうには全然思ってもおりませんでした。しかしながら、全国の同じような施設の事故等を見た時に大牟田は大丈夫かなというふうに思っておりましたが、案の定、このような事故がいろいろと発生してきて、改善を余儀なくされておるといことです。

ですから、大体発生すべきして発生したんじゃないんだろうとは思いますが、非常にリスクの高い事業に手を出したものだということに私は反省をしておりますが、ただ、国の方策で、やっぱりダイオキシンの排出規制、ダイオキシンの禁止等があった中においては、こうせざるを得なかったんですけれども、今から先は、ゴミを出す側もある程度の負担をしていかなければならないわけですが、阿蘇広域行政事務組合の方達、または議員の方達、また高森町の保健福祉の課長あたりにもお聞きしたいんですが、これ、以前から私が広域の議員をしていた時に、もうやめておりますけれども、言っていたことは、阿蘇郡内は家庭と事業所を同一して行っている世帯が多いわけですね。観光事業ですから、観光事業が大体メインのようにやっているところが多いものですから、表ではレストランとか、表では宿泊施設、裏の方が自宅だということ、そういうところは往々にして家庭ゴミでそのまま丸めて出される場合もあるし、中にはやっぱり分別されて、事業所ゴミと

して出される、そして家庭ゴミは家庭ゴミとして出される方もいらっしゃると思いますが、なかなかそれが一概に統一されておるといふふうには見受けられません。

ですから、そのあたりの指導について、どのように今後考えていくかという問題提起は、私が広域の議員時代からしてきたわけですが、今、RDFの大牟田の方に出す1トン当たりのお金がこういうふうになってくるといふことになってくると、ある程度の負担をまた行政の方で見なければならぬんですが、事業所ゴミまでももしかしたら見なければならなくなってしまう可能性が往々にしてあるわけですが、そのあたりで、阿蘇郡の特性であるそういうふうな観光施設、またはいろんな事業所、一緒に敷地内でやっているような事業所あたりのゴミの取り扱いについて、どのようにして分別の啓発を進めていくのかということがどのような話し合いが行われているのか、どなたか、担当の方、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ただいまのご質問につきましては、議会でも13番議員さんの方からご質問が従前あったような気がいたしておりますが、事業系のゴミにつきましては、ただいまお話のように、私達の方でも調査はいたしました、なかなか実態把握ができていないというのが実態でございます。当然、出します袋につきましては、ご存じのように価格が違いまして、それから50キロ以上については持ち込んでいただいて有料で取り扱いをしているということですが、家庭用ゴミの中に事業系のゴミが入っているというのも確かにあるだろうという感じは持っておりますが、実態調査までまだ行っておりません。町内のゴミにつきましては、私達は出される時に何回か巡回したことがございますけれども、中まで開けて調査をいたしておりませんので、それが果たして家庭用ゴミなのか事業用ゴミなのかということが明確には把握ができていないというのが実態でございますが、広域の中では当然、大規模な黒川の温泉街であるとか、内牧の温泉等、まさしくおっしゃったように、大きな事業所については、お分けになっているだろうと思います。私達の町でも大きな事業所というか、協同組合で運営されているような大きなお店等については、事業系のゴミとして出されておまして、もちろん、その他宿泊規模の大きいところについては、そういうことで出されているという実態は知っておりますけれども、今お話のように、併用住宅にお住いの方については、なかなかそこまで実態把握ができていないというのが実態でございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 従来の搬入経費であったならば、調査をしている段階でも結構だと思んですが、現実、こういうふうな意見書を出さなくてはならないような状況に陥ってきておるわけですね。これは今から先、5億円の負担金が発生するということでございますが、この件についても、町村の方から負担金を拠出しなければならないわけですね。それぞれの自治体がやはり行財政改革をして、いかに歳出を抑えていこうかという時に、実際、高森町から阿蘇広域行政事務組合に納めている負担金というのは、広域事業からRDF、未来館、また霊照苑、すべてを含めると約2億5,000万円から3億円発生しているわけですね。その上にまたこういうふうな負担金が発生してくるということになると、いかに庁舎内の経常的経費を抑えようとしても、なかなか財政の見直しというものが難しくなってくるわけです。片や、町内の補助事業とか負担金事業については見直しをしようという中で、あと1つのこういうふうなRDF工場については、負担金がどんどん発生してくるということになってくると、私は町役場の財政改革の最終的な目的というのは達成されないまま終わってしまうんじゃないかという危機感がございます。

ですから、そこあたりでどういうふうにして、阿蘇広域行政事務組合からRDFを大牟田に持っていく際のコストを下げるのかと、またはなるべく有料ゴミを増やして、一般家庭から出てくる無料ゴミを減させるのかと、そのようなことも、私は今後工夫していかなければならないというふうに考えております。

実際の話が、高齢化が進んで、町内の世帯数で考えれば、老人世帯も増えてきましたし、一般の家庭世帯というのもそうは増えていないわけですね。町内は。ところが、家庭ゴミの量はどんどん増えてくるわけですね。これが非常に私としては、やっぱり捨てることが文化となってきた時代においては不思議じゃないかもしれないけれども、しかしながら矛盾があるわけです。お年寄りが住んでいる世帯が増えてきておるのに、何でゴミだけは増えるのか。全体の人口は減ってきているのに、何で町内の家庭ゴミは増えるのかと。そのやっぱり矛盾にもう少し目を向けていただいて、やっぱり家庭ゴミ、事業所ゴミあたりの分別を正確にしっかりとやっていただけるような啓発を進めていただかんと、どんどん町の方から負担金は増えてくるばかりだと思います。

それとあと1つですが、RDFをつくる際に一般の可燃ゴミを入れますが、可燃ゴミの中に残飯が入るわけですね。台所からの食材の残り等が入ってくる。水分は十分切ってくださいというふうに回収袋には書いてございますけれども、なかなか

それは各世帯ごとのばらつきがあつて、一概に水分含有量を20%以内にとか、そういうことはされないと思います。この一番の格納ストック、格納所においての事故の原因というものは、こういうふうな残飯から発生するガスの爆発等なんですよ。それに対して、また消石灰を振りかけて加工していくというようなことで、RDF工場やっているわけです。ですから、今、どこかでもやっていたんですが、うちの町もやっていたと思うんですが、一時期は、家庭から出る残飯は庭において、そこで自然発酵させて、堆肥化してくださいというような事業もやっていた。なるべく残飯が出ないような工夫を各世帯でやっていただけるような方策もやっていたと思うんですが、それがなかなか啓発が進まなくて普及もしていない。ですから、残飯量はどんどん増えてくるわけですね。

ですから、RDFを大牟田にやる際に、この1つのRDFのこのペレットのカロリーを計算すれば、残飯が入ることによって、逆にカロリー数は下がってしまふ。ですから、大牟田の方の発電所としては効率の悪いRDFについてはなかなか受け取らなくなる。私はそれもあるんじゃないかなというふうに考えております。ですから、今後、保健福祉課長がもう先に答えられましたから、そのあたりの取り組み等をどのように考えていかれるのか、またこの意見書を出すだけでも、福岡県がこの意見書を無視された場合については、町民1人当たりどの程度の負担があるのか、町に負担はどの程度出てくるのかということを正確にじゃなくてもいいですから、近い数字じゃなくてもいいですから、大体の思惑としてお話をいただければ結構かなというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 具体的には数字がちょっとお話ができないかもわかりませんが、今お話のように、私達はもっと今意見書を出すに当たって、矛盾点がかなり出ておりますので、組合を通じて、会社の方に意見書をもう3回出すような形になっております。その中にどういうことをうたい込んでいるのかというと、今回、12番議員さんの方からご説明がございましたように、本来、仮の過程で申し上げると大変数字が錯綜して申し訳ございませんけれども、本来、例えば、年間100トン入れるということで、当初計画がしてあったのが、現実的にはゴミが減って、燃料が足らなくなって発電量が減りましたと、したがって、売電料金が減りましたので、それを皆さん見てくださいますよというようなことなんです。今おっしゃったように、本来は、ゴミというものは、減らす方向で私達もお願いしておりますし、そういう方向でこれは国内を問わず、どこもゴミをいかに減らすかということ

で苦心しているわけですが、それがRDFの方では持ち込み量が減ることによって負担金が減るわけですが、これが燃料化して持っていく時には、その減った分をじゃあ全体に来るはずだったのが来ないので、今申し上げたようなことで、売電料金が上がりませんので、単価を上げてくださいという非常に現在、我々がやっている政策に反するようなことで、値上げの要請が来ているわけでございます。

それと、今おっしゃったように、もう1つは、水分が多いことによって収縮率がかなり収縮してまいりますので、水分を切ってまいりますので、それが阿蘇から出しているのは、1トン当たりが元々小さくなりますと48%に減ると、もちろん持ち込みに当たっては含水率どれだけという決まりがございますので、それまで絞り込んでまいりますので、カロリーは当然、試験がそういうことになったら、どのぐらいのカロリーが出るかということで、許容の範囲内でカロリーは出ているようでございますけれども、そういう収縮率の問題とは当然、水分がどれだけ家庭用のゴミの中で出てくるかということで、収縮率で変わってまいります。

一番肝心なのは、当初申し上げましたように、ゴミを減らす努力を各行政がしたことによって、ゴミの量が減って、燃料となる固形燃料の量が減って、それだけの発電ができなくなったということですから、非常に当初、契約書を見てみますと、そういうことは書いてございません。ゴミが減ったらどうだということは。逆に、ゴミが今後おっしゃるように、増えてくるだろうということを想定して、ゴミが増えた時は福岡県が中心になって、各自治体のゴミの量の調整をしてくださいというようなことは書いてございます。ですから、ゴミが減ってこういうことが出てくるということは、もちろん、広域の中におられた時に、こういうお話があったのかどうかわかりませんが。私は当初からおりませんのでわかりませんが、ゴミが減るといふ想定は一切この中に出てまいります。契約書の中には、ゴミが多くなった時の問題だけが出てきております。

それと、お尋ねでございました各家庭にどのぐらいの跳ね返りがあるかということでございますけれども、これは私達はこのことを容認するというような考えは毛頭ございませんので、試算もいたしておりませんし、現在でもお話がございましたように、5,000円から翌年にはもう7,200円に上がるというような暴挙に近いような通常世間では考えられないような価格の設定がされておまして、それはもう泣く泣く呑んで今日に至っているというような状況ですが、さらにまたこれを9,500円まで上げるというような二千何百円も上げるというようなことでございますので、もちろんそれを受け入れるということではございませんので、今申し

上げたように、想定しておりませんので、試算もいたしておりませんが、それと期限が来て切られたらどうなるかというような暫定的なやり方があるということで、どうもそのままいけば、ずるずると提案されておるのに従わなければいけないのかなということになるのかもわかりませんが、いずれにしましても、私達も担当課長会議等の中では、こういう場合は脱退するような気持ちを持って、そのぐらいの強い意志で行けと、したがって、顧問弁護士さん等についても、脱退した時にどうなるかというような法的なことまで検討して、回答してほしいということを申し上げております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第4号、大牟田リサイクル発電事業に対して福岡県の支援を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第51号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第51号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） お疲れでございます。議案第51号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、平成17年度人事院の給与改定に関する勧告によりまして、国の基準に準ずる条例の改正でございますが、内容といたしましては、配偶者に係る扶

養手当額が500円の減額、及び平成17年4月1日において、職員が受けるべく給与、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額合計に100分の0.36を乗じて得た額を、本年4月にさかのぼり8カ月分の減額、これは本年6月に支給されました期末勤勉手当も同率の減額となります。また、12月に支給されます勤勉手当を0.05月分増額いたしまして、支給率を100分の75に改め、先の減額分と調整支給するものでございます。さらには、来年度以降に支給されます勤勉手当につきまして、6月及び12月の手当からの0.025月分減額いたしまして、100分の72.5に改めるものでございます。

給与表の改正は、現在の給与表から0.3%を減額した新給料表を本年12月1日から適用をいたすものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、慎重ご審議の上、速やかにご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 毎回毎回景気が悪くなったり良くなったりすると、こういうふうな条例の一部を改正するという事で出てまいりますけれども、町民の皆様方にこれを長ったらしく言ってもなかなかわからないと思うんですよね。ですから、大体基本になる人ですね、子供が2人いて、奥さんが1人いて、自分がいて、44、5歳ぐらいの職員が勤続もし25年、22年とか20年だったとした場合について、どのような変更になってくるのかということのを例を挙げてわかりやすくしていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今回の改正が4月1日にさかのぼりまして、給与額の改定をするものであれば、非常にわかりやすいんですけども、そうじゃなくて、もらった給与の月額、先ほど申し上げました管理職手当、扶養手当、それぞれの月額に0.36%掛けて増えました12月の0.05月分で調整をするということでございます。一人一人の計算は当然しております。しかし、それぞれの個々の職員さんの場合において違いますので、全体で申しますと、0.05月分勤勉手当を上げたことによりまして、103名の合計額で62万5,000円ほどの増ということになります。これを計算しますと、大体1人当たり6,500円ぐらい調整をしても増になるんだというような計算でございます。単純に言いますと、私達で1万6,000円ぐらい減額になりますと、2万2,000円ぐらいボーナスの方で勤勉手当

の方で増になるというようなことでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） どこでも一緒なんですよね。給与の改正、私も以前勤めていたJAあたりで職員組合、労働組合の方の役員をしておりました。ですから、毎回ベアー交渉等もやっていたんです。あの時には成長期でしたから、こう難しくなくても、単純に来年度のベアーは何%アップですよということで3.5とか4.5とかという形でやっていた。ですから、平均の40歳が本俸21万円だったら、それを全体的な給料の総額の平均を出して、その平均が22万円と、その22万円のパーセントを出すんです。それを平均として、じゃあ中の割合を1万円もし上がったとした時に、じゃあ6,000円は均等に皆さん上げましょうと、残りの4,000円については若い人の方は上がり方も、もう上の方は減らして、最終的に平均1万円にしましょうとかという形でやってしまうんですね。で、こういうふうに景気がいいのか悪いのかわからないんです。実際は悪いんだろうと思うんだけど、いいと言われている。しかしながら、町民の感触としては、非常に景気が悪いと言われている。だから、こういうふうに一般職員の給与改正する場合において、何となく私達も読めば読むほど、何か難しくなってくるような気がするわけですね。

ですから、先ほど質問した時のように、もし、45歳の人が出たとして、その人が給与がいくらで、今までもらっていたんですよと、そうした時に、勤勉手当でどういうふうになるのかなということを教えていただければ、わかりやすいんじゃないかなと思ひまして、質問をいたしました。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） そういう想定したことの計算ができるような改正であれば、スムーズに人勧どおりの今までは平均給与の人がどれだけ下がったんだというようなことになります。例えば、給料が40万円の人、これにただ0.36掛けると、その数字です。ただ単純にその数字が下がるというだけの話です。扶養手当ですね、管理職手当、そういうことですね、例えば、私達が45万円給料をもらいます。その6%の管理職手当についても0.36%削るんですよということです。だから、扶養手当につきましても、配偶者がおられる方は1万3,500円もらえます。それに対しても0.36%削るんですよと、さらに、子供さん2人までがそれぞれ6,000円ですので、1万2,000円の中からまたそれも0.36%削るんですよと、ボーナスで支給した分についても、それに対して0.36%削りますと、給料表が4月1日にさかのぼって変わるということであれば、単純に出るんで

す。今までもらった手当等も含んで0.36%削るということです、年にそれぞれ昇給月があります。そこまで行って0.36%毎月11月まで掛けて計算を、ここに一人一人しているわけです。給料表の改正は、この新しい0.3%引いた給料表は12月1日からの改正ということでございますので、今もらった分を0.36%削減しますよと、それを勤勉手当を0.05月分増やした分で調整をいたしますということでございますので、一人一人子供さんが例えば6名おられる方がおられます。そういう方と私達の子供が1人しかいないところというと、非常に差が、もらった額が多かった方が0.36%下がりますので、下がる額も大きいということです。期末手当につきましても、扶養手当等まで含んでやっていますので、額の差が大きいのは子供さんとか扶養家族が多い方、私達管理職手当をもらっている者ともっていない者というと、非常に差がありすぎるものですから、一概にいくらと出ないというのが、個々の個人でしか計算ができませんということでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 確かに、こういうふうに入勤あたりでされてくる場合については、非常に複雑にされるわけですね。簡単な時もあるんですけども。やはり町民が非常に景気が悪いという印象を持っている時に、誰にどこが一番当たるかということですね。あなた達は景気がええなとか、あなた達はええなという言葉がどこが一番出てくるかということです。私達が遊んでいると、議会はいいなという話も出てくるんですが、それよりも一番多く出てくるのは、役場の職員はいいなという声が出てくるわけです。ですから、役場の職員がいいと言われるから、じゃあ、役場の職員が一番いい生活をしているかということ、そうでもないわけなんですね。ですから、逆に、やっぱりこういうふうに入給改正がある場合において、わかりにくくしていくことがやっぱり町民の不満を高めるんじゃないかなというふうには私は思います。特に農家の人達とか、自営業の人達にこういうふうな議案を見せて、扶養手当とか配偶者手当にどうのこうのということを言った場合について、これはなかなか理解しがたいものがあるんじゃないかなと思うんですね。総務課長が言われるとおり、4月にさかのぼってぱっとやっしまえば問題ないんでしょうが、途中みtainなやり方ですから、非常にやりにくいと言われればそれまでなんですけれども、やっぱり私は議案を提出する場合においては、なるべく簡単にやったら条例なんていうのは、どういうふうなとらえ方もあるから、非常に危険性が高いですから、厳格にしなければならぬと思うんですが、やっぱり提案する際の説明という

ものは、あくまでもわかりやすいものを準備しておかないと、私はここにおる議員さん達の中にもなかなかピンとくる人達はいないだろうと私は思います。わかっている方も十分いらっしゃると思いますよ。でも、私ですら、なかなかピンとこないんですね。ですから、今後において、広報たかもり等において、やっぱり職員の実際の状況あたりは正確に教えないと、これだけ景気が悪くなってくると、町民からの役場に対する風当てというものはどんどん強くなってくるんじゃないかなというふうに私は考えます。

ですから、人勧についてでございますので、これを私達がどうのこうのということではできないと思うんですが、今後、提案する場合においては、是非とも町民の皆様方にわかりやすい提案の仕方というものを工夫していただきたいというふうに思いまして、総務課長の方をお願いをいたしまして、質問とかえさせていただきます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

この給与改定表については直接関係ございませんけども、2つほどありまして、1つは現業職の方の問題ですね。以前の質問の中で、栄養士もいらっしゃいますけども、一般職と同じような業務をやっているんで、一般職にかえるようなことを検討するというふうな答弁をいただいておりますけども、その後まだどうなされたかの部分が現状のままというふうに伺っておりますので、その点が果たしてどうなのか。

第2点、いろんな各種自治体の中でそれぞれ給与の中に手当というのがございます。今、高森町で支給されているそれぞれの職員さんに対する手当、一律支給の手当でもあろうし、もちろん給与によって変わる部分もございます。特に、通勤手当とか、そういったものも距離によって変わりますけども、その手当での部分をすべてお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 現業職ということでございますが、私達は給料表の行政職給料表の2という呼び方をしておりますが、これは規則で規定をしておりますので、規則の改正は条例に準じて行うこととしております。

手当の分につきましては、扶養手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当というふうな手当がございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 今、総務課長の答弁で栄養士の部分が抜けておりましたので、検討された部分は果たしてどうだったのかを、以前の議会でしたので、前総務課長がご存じであれば、その辺をお願いしたいと思いますし、あと、手当の中に住居手当の仕組み、僕はつきりわからないので、一つわかる範囲でいけば、持ち家手当というのがございますね。持ち家手当は住居手当の中に入るのかどうか、それが持ち家手当がどの基準で持ち家手当として支給されるのか。そのあたりまでお願いします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 国の基準は住居手当につきましては2,500円ということでございます。持ち家手当というのは、普通のいわゆる私達が話す時の通称語と申しますか、正確には住居手当でございます。当然、職員さんが保存登記をされて、自分の持ち物だということに対する住居だということに対する手当です。家を自分の持ち物だということによって保存登記がされている。例えば、保存登記と今言いましたけれども、納税をされているというか、その自分の持ち物、職員さんの持ち物、家だということに対する手当でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 再度、総務課長の方にきちっとまとめて答弁していただきたいと思っておりますし、栄養士の分が何回尋ねても抜けますので、検討の結果が出てきておりません。栄養士は一般職と同じような業務内容をやっておりますので、そっちの方に替えるかもしれないという検討を行いたいということだったので、もう3年ほど前の質問だったと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） ちょっと私、3年ほど前の質問、ちょっと記憶しておりませんので、当然、一般行政職員の人と同じように条例を改正をしていきたいと。それもいわゆる現業につきましても、人勸の勧告が出ておりますので、ただ条例じゃなくて、規則の方でうちの方が規定をしてあるということでございます。

ちょっと住居手当について勘違いをいたしましたので、訂正をいたします。これは、自分が居住するために借り受けをしておられる、いわゆる住宅等に入居されている方等にも1万2,000円を超える家賃を超える額について住居手当ということで手当をしておりますこと、その所有に係る住宅に実際に居住している職員で世帯主である者に対して住居手当を払っておるということでございます。貸家等も含

むということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） そうですね、表現的に世帯主であると言えばはっきりわかりやすかったんですね。表示登記だとか保存登記だとか、そういう登記簿の問題じゃないと思いますので、ただ、給料表の中で2表の方のももちろん規則の中で準じるというのは当然わかっておりますけども、私が聞いたかった部分は現業職で一般職と同じだから、その人を栄養士という仕事の職務を一般職と同等だから一般行政職の方に移すかもしれないという、かもしれないですよ、移そうかという検討をするということだったんですけども、もう検討した結果、移さないということであれば、移しておりませんという返答でいいし、実際がそういうやり取りが過去の職員の中の異動といいますと、語弊がありますが、そういう例がありましたので、その部分が一般職と同等の職務を有している職員の職務が果たしてどうなのかという部分です。再度願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） それは当然、一般職の行1と同等に扱くと、行1の方に移すという答弁だったんですかね。その後、検討されたかどうか、私も昨年の12月ですので、わかりませんが、まず、組合等との交渉も経て、町長とも協議の上、検討をすべきことだと思います。私、早速させていただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成17年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成17年第3回臨時会

平成17年11月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111